

納税協会は幅広い公益事業を行っています

平成30年分 所得税・消費税等
確定申告相談会場

★阿倍野税務署内では「確定申告相談会場」は開設されません。

種別	納税協会(会員無料)	種別	合同申告会場 *大阪メトロ谷町線・中央線 谷町四丁目駅(2)番出口 徒歩約3分
会場	阿倍野納税協会 会議室	会場	谷町四丁目会場 (大阪合同庁舎第2号館 別館)
相談日	2月18日(月)~3月15日(金) (土・日は休み)	開設期間	2月12日(火)~3月15日(金) (土・日は休み)
相談時間	9時30分~12時00分 13時00分~15時30分	開設時間等	2月12日(火)~2月15日(金) 9時30分~15時00分 (所得税(譲渡所得除く)・消費税(個人)) 2月18日(月)~3月15日(金) 9時15分~16時00分 (所得税・消費税(個人)・贈与税)

- ・納税協会会場では、不動産・株式等の売買及び相続・贈与に関する相談は行っておりません。
- ・用紙等の交付、作成済みの申告書等の受付は税務署内の窓口でも行っています。



第 217 号
平成 31 年 2 月
発行 所
公益社団法人 阿倍野納税協会
阿倍野納貯組合連合会
阿倍野区三明町2丁目10-32
TEL 06 (6628) 0366
FAX 06 (6629) 2451
e-mail abeno@nk-net.co.jp
http://www.nk-net.co.jp/abeno/

納税協会指針

納税協会は健全な納税者の団体として税知識の普及に努め適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り企業及び地域社会の発展に貢献します

確定申告にあたって

- ① 医療費控除について
 - ・ 昨年からの医療費領収書の添付が不要となり、代わりに医療費控除の明細書又は医療保険者等が発行した医療費通知書の添付が必要となりました。
 - ・ 領収書は5年間自宅で保存が必要です。
- ② 確定申告相談会場について
 - ・ 阿倍野納税協会 会議室(上記表参照)
 - ・ 谷町四丁目会場(詳細は4ページ)
- ③ 確定申告書の提出にあたって
 - ・ 個人番号の記載が必要です。
 - ・ 次のa又はbのいずれかの書類の添付が必要です。
 - a マイナンバーカードの写し(表・裏)
 - b 通知カード(番号確認)及び運転免許証等、身元確認できる証明書の写し
- ④ 確定申告書等作成コーナーの利用
 - ・ 国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーをご利用下さい。
 - ・ マイナンバーカードをお持ちでない方もIDパスワード方式により、さらにe-Taxの利用、申告が便利になりました(4ページ下欄に「関係記事」)。
- ⑤ 相談にあたって
 - I 事前の準備
 - ・ 売上・仕入、各経費項目等の集計を済ませておいて下さい。
 - II 持参したくもの
 - ・ 確定申告に必要な書類一式(決算書又は収支内訳書、確定申告書)
 - ・ 生命保険料控除証明書、年金控除証明書等各種控除に必要な証明書

○納税協会に加入しよう!

税金の相談は税理士先生が担当します。経理や記帳についてアドバイスします。企業保障プラン等の福祉制度を利用できます。お問い合わせは、
〒54510005
大阪市阿倍野区三明町2丁目10番32号
公益社団法人阿倍野納税協会
電話06(6628)0366

税務図書のご案内

▼平成31年3月申告用
「所得税の確定申告の手引」
定価2,376円(会員割引制度有)
お求めの書籍が品切れの場合は取寄せます。詳しくは納税協会まで。

確定申告 税務カレンダー

- 贈与税の申告と納税
2月1日(金) ~ 3月15日(金)
- 所得税の確定申告と納税
2月18日(月) ~ 3月15日(金)
- 消費税等確定申告と納税
1月1日(火) ~ 4月1日(月)
- 振替納税日
安心・確実な振替納税をご利用下さい。
・ 所得税第3期分振替納税日 4月22日(月)
・ 所得税第3期分延納振替納税日 5月31日(金)
* 確定申告時に手続が必要です。
・ 消費税振替納税日 4月24日(水)

税金のことをもっと知ろう

日本政策金融公庫国民生活事業からのお知らせ

◎資金繰りにお困りの方へ

〈セーフティネット貸付（経営環境変化資金）〉

ご融資額	ご返済期間	利率(年利、固定)
4,800万円以内	運転資金 8年以内 設備資金 15年以内	1.16~2.11%

お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

◎マル経融資(経営改善貸付)〔無担保・無保証人〕

商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている方であって、商工会議所等の長の推薦を受けた方

ご融資額	ご返済期間	利率(年利、固定)
2,000万円以内	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	1.11%

◎新たに事業を始められる方・事業を始められて7年以内の方へ

〈新企業育成貸付〉新規開業資金

ご融資額	ご返済期間	利率(年利、固定)
7,200万円以内 (うち運転資金 4,800万円以内)	運転資金 7年以内 設備資金 20年以内	0.51~2.55%

◎教育資金を必要とされる方へ

〈国の教育ローン〉

ご融資額	ご返済期間	利率(年利、固定)
学生・生徒おひとりにつき 350万円以内	15年以内 在学期間内で元金のご返済を 据え置くことができます。 (ご返済期間にふくまれます)	1.78%

・ご利用にあたっては、世帯の年間収入(所得)等の要件に該当している必要があります。

(いずれも利率は平成31年1月17日現在)



お問い合わせは…

日本政策金融公庫 阿倍野支店
国民生活事業(融資相談係)

〒545-0053 大阪市阿倍野区松崎町3-15-12
TEL.06-6621-1453 FAX.06-6621-1480

阿倍野税務署からのお知らせ

消費税軽減税率制度説明会を開催します!

年月	日・曜日	時間	会場
平成31年2月	14日(木)、15日(金)、 18日(月)、19日(火)、 20日(水)	① 10:00~10:30 ② 11:00~11:30 ③ 14:00~14:30 ④ 15:30~16:00	阿倍野税務署 2階会議室 (大阪市阿倍野区三好町2丁目10番29号)
平成31年3月	11日(月)、12日(火)、 13日(水)、14日(木)、 15日(金)	※1 ①~④のいずれも同じ 内容の説明会です。 2 2/19(火)は、①、② のみ、3/13(水)は、 ③、④のみ実施となります。	
平成31年4月	12日(金)	15:00~16:30	阪南連合会館 (大阪市阿倍野区阪南町5-12-24)
	19日(金)	10:00~11:30	阿倍王子神社 参集殿2階 (大阪市阿倍野区阿倍野元町9-4)
	24日(水)	13:30~15:00	阿倍野区役所 2階大会議室 (大阪市阿倍野文の里1-1-40)

※ どなたでもご参加いただけますが、会場の収容人数を超えた場合には、受付を終了する場合があります。あらかじめご了承ください。

なお、御来場の際には、公共交通機関等を御利用ください。

4月24日(水)の説明会は、阿倍野税務署と公益社団法人阿倍野納税協会との共同で開催します。

問合せ先	阿倍野税務署	法人課税第1部門
	TEL 06 - 6628 - 0221	(内線 212)

※ お電話いただく際は、音声ガイダンスに沿って、「2」を選択してください。

事業者のみなさん!
準備は進んでいますか?

税務署

軽減税率制度に関する情報

国銀行 ホームページ内 **消費税の軽減税率制度**

軽減税率制度に関するお問合せ先

消費税軽減税率電話相談センター **【専用ダイヤル】0570-030-456**
(軽減コールセンター) **【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)**

阿倍野税務署からのお知らせ

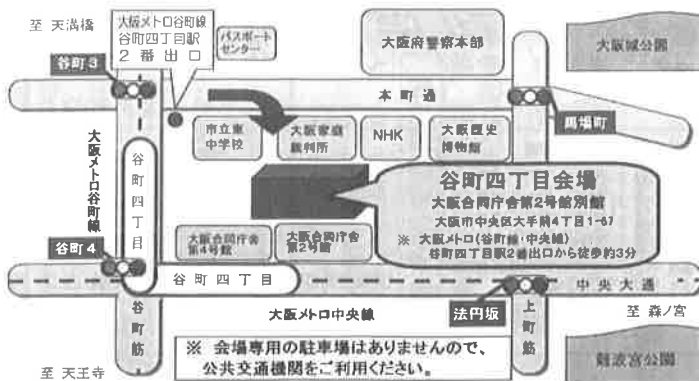
阿倍野・天王寺・浪速・東成・東・南税務署の
所得税・消費税等の 申告書作成会場は
「谷町四丁目会場」です!

税務署内には、申告書作成会場は開設しておりません!!

開設期間	相談受付時間	ご案内
平成31年 2月12日(火)～2月15日(金)	9時30分～15時	税理士による所得税・個人事業者の消費税の申告書作成会場となります(不動産及び株式等の譲渡所得、贈与税の申告相談は行っておりません。)
平成31年 2月18日(月)～3月15日(金)	9時15分～16時	所得税・贈与税・個人事業者の消費税の申告書作成会場です。

- ※ 土・日は開設しておりません。
- ※ 会場は非常に混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。
- ※ 会場の混雑状況により、早めに受付を終了させていただく場合があります。
- ※ 会場ではご自分で申告書等の作成やパソコン操作をお願いしております。
- ※ 会場では納税はできませんので、お近くの金融機関をご利用ください。
- ※ 会場では納税証明書の発行は行っておりません(税務署で行っています。)

マイナンバーの記載及び本人確認書類の提示等は、申告書を提出する都度必要です!



申告書作成等でご不明な点は
まず電話で確認!

【確定申告書等作成コーナーの操作方法】

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎0570-01-5901

【マイナンバーに関するお問合せ】

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120-95-0178

【申告手続などのお問合せ】

最寄りの税務署へお電話を!

※自動音声でご案内しております。



※ 作成済みの申告書等の受付は、郵送又は税務署内の窓口でも行っております。

平成31年1月からマイナンバーカード方式に加え
ID・パスワード方式の利用が開始されます!

ID・パスワード方式を利用して自宅のパソコンやスマホから e-Tax で送信すれば申告完了!
(電子証明書・ICカードリーダー不要)
ID・パスワードの発行を希望される方は、運転免許証などの身元確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

※ 暫定的な対応であるため、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

ID・パスワード方式の
届出完了通知



こちらをお持ちの方は、
利用開始届出書の提出は
お済みです。

スマホで見やすい
専用画面

給与所得者(年末調整済み)で、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方は、**スマホ専用画面**をご利用いただけます!

ID・パスワード方式について詳しくはこちらをご覧ください。

